



2020年10月7日

各 位

会 社 名 富士通フロンテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 川上 博彦
(コード番号 6945 東証第2部)
問合せ先 経営企画室長 堀部 達夫
(TEL. 042-377-2544)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年12月上旬を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2020年10月22日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2020年10月22日（木曜日）
- (2) 公告日 2020年10月7日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに記載いたします。）

<https://www.fujitsu.com/jp/group/frontech/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2020年7月30日に公表した「支配株主である富士通株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、富士通株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2020年7月31日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び各新株予約権に対する公開買付けの結果、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満にとどまったため、公開買付者より、当社の株主を公開買付者のみとするために、会社法第180条に基づき当社株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催することの要請を受けております。当該要請を受けて、当社は、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

以上